

草津中学校いじめ防止基本方針

1 「草津中学校いじめ防止基本方針」策定の意義

いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。近年では SNS 等を介した、いわゆる「ネット上のいじめ」や被災児童生徒へのいじめなど、相手の立場や心理を思いやらない言葉の暴力も後を絶たない。いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込むことが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。

本校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「群馬県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）を受け、本方針を策定する。

2 本校のいじめ防止等の対策に関する基本的な方針

- (1) 生徒の自主的な活動として、生徒会活動をふくめたいじめ防止等の対策により、本校の生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、人権教育とも絡めて、生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町教委、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもつとともに、喧嘩やふざけ合いであっても、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、被害者とその保護者に寄り添い、絶対に守り通す。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、保護者には適切な助言を与える。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

4 未然防止に向けて

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。（例：ピア・サポート活動）
- (2) 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、生徒会を中心とした自ら活動できる集団をつくる。
- (4) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (5) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (6) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (7) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

5 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾け、行動を注視する。
(月1回のアンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- (2) 保護者と情報を共有する。
(電話連絡・家庭訪問《場合により複数教員による》、PTAの会議等、通信の発行)
- (3) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

6 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、町の教育委員会と協議する、県が設置しているサポートチームの活用を図る等地域との連携を図ったいじめの解消に努める。

7 いじめの基本的理解の確認（「いじめ防止対策推進法」平成25年9月施行）

(1) いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか判断する必要がある。
- ② いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(3) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。